

○公表後以下の点を修正 (27.9.28)「1-(1) 文中及び表1の件数と金額部分」
 ○公表後以下の点を修正 (28.7.15)「1-(1) 文中及び表1、1-(2) 文中及び表2の件数と金額部分」

平成 27 年 7 月 27 日

平成 27 年度国立研究開発法人国立がん研究センター調達等合理化計画

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成 27 年5月 25 日総務大臣決定)に基づき、国立研究開発法人国立がん研究センターは、事務・事業の特性を踏まえ、P DCAサイクルにより、公正性・透明性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達等の合理化に取り組むため、平成 27 年度国立研究開発法人国立がん研究センター調達等合理化計画を以下のとおり定める。

1. 調達の現状と要因の分析

(1) 国立がん研究センターにおける平成 26 年度の契約状況(国立がん研究センター会計規程第 39 条第 5 項によるものは除く)は、表1のようになっており、契約件数は 581 件、契約金額は 201.0 億円である。また、競争性のある契約は 390 件(67.1%)、168.4 億円(83.8%)、競争性のない随意契約は 191 件(32.9%)、32.6 億円(16.2%)となっている。

平成 25 年度と比較して、競争性のない随意契約の割合が件数・金額ともに大きくなっている(件

数は 32.6%の増、金額は 21.2%の増)が、既に一般競争入札等に移行できるものはすべて移行しており、研究費の増加により、データの整合性を保つために相手方が限られる競争性のない随意契約によらざるを得ない契約が増加したことなどが要因である。なお、競争性のない随意契約によらざるを得ない契約は、高額医療機器や病院情報システムに係る保守契約、研究データ解析等業務(主に、厚生労働科学研究委託費やがん研究開発費を財源とする研究・検査業務委託によるもの)である。

表1 平成 26 年度の国立がん研究センターの調達全体像 (単位:件、億円)

	平成 25 年度		平成 26 年度		比較増△減	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
競争入札	(67.5%) 320	(88.9%) 245.9	(66.1%) 384	(82.3%) 165.4	(20.0%) 64	(▲32.7%) ▲80.5
企画競争・公募	(2.1%) 10	(1.4%) 4.0	(1.0%) 6	(1.5%) 3.0	(▲40.0%) ▲4	(▲25.0%) ▲1.0
競争性のある契約(小計)	(69.6%) 330	(90.3%) 249.9	(67.1%) 390	(83.8%) 168.4	(18.2%) 60	(▲32.6%) ▲81.5
競争性のない随意契約	(30.4%) 144	(9.7%) 26.9	(32.9%) 191	(16.2%) 32.6	(32.6%) 47	(21.2%) 5.7
合計	(100%) 474	(100%) 276.8	(100%) 581	(100%) 201.0	(22.6%) 107	(▲27.4%) ▲75.8

(注 1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注 2) 比較増△減の()書きは、平成 26 年度の対 25 年度伸率である。

(2) 国立がん研究センターにおける平成 26 年度の一者応札・応募の状況は、表2のようになっており、契約件数は 60 件(16.1%)、契約金額 32.4 億円(19.9%)である。

前年度と比較して、一者応札・応募による件数は9件の増、金額は32.4億円の減となっており(件数は17.6%の増、金額は50.1%の減)、依然として電気やガス、医療機器や研究機器、業務委託、公募型企画競争において一者応札・応募となっているものがある。

表2 平成26年度の国立がん研究センターの一者応札・応募状況 (単位:件、億円)

		平成25年度	平成26年度	比較増△減
2者以上	件数	279(84.5%)	313(83.9%)	34 (12.2%)
	金額	184.9(74.0%)	130.5(80.1%)	▲54.4 (▲29.4%)
1者以下	件数	51(15.5%)	60(16.1%)	9 (17.6%)
	金額	64.9(26.0%)	32.4(19.9%)	▲32.5 (▲50.1%)
合計	件数	330(100%)	373(100%)	43 (13.0%)
	金額	249.9(100%)	162.9(100%)	▲87.0 (▲34.8%)

(注1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注2) 合計欄は、競争契約(一般競争、指名競争、企画競争、公募)を行った計数である。

(注3) 比較増△減の()書きは、平成26年度の対25年度伸率である。

2. 重点的に取り組む分野(【 】は評価指標)

上記1の現状分析等を含め総合的な検討を行った結果、医療機器、業務委託、公募型企画競争について、それぞれの状況に即した調達の改善に努めることとする。

(1) 医療機器に関する調達

医療機器については、各地区(築地・柏)において、それぞれ調達を行っているところであるが、同種類の機器を各地区で調達することは非効率であることから、平成27年度においては、新たに①の取り組みを実施することで経費削減及び業務の効率化を目指す。【当該取組により、医療機器購入費の節減と事務処理の効率化を図る】

① 各地区の平成27年度医療機器整備委員会で承認された医療機器について、同種類の機器については共同で調達を行う。

(2) 業務委託、公募型企画競争に関する調達

業務委託、公募型企画競争に関する調達について、政府調達に関する協定等に係る特定役務に該当するものを除き、公告期間が概ね10日～20日程度と短期間となっており、入札仕様書に基づいて応札金額を見積もる時間がない、契約締結から履行開始までの業務準備期間が十分に確保されていない、または競争参加資格において、過去の契約実績に関する条件を満たしていない等の理由から、入札に参加できなかった業者があったため、平成27年度においては、新たに①～④の取組を実施することで、適正な調達を目指す。【当該取組により、競争契約に占める一者応札割合を前年度より低下させる】

① 原則、入札公告期間を20営業日(4週間)以上確保する。

② 契約締結から履行開始までの準備期間(業務形態により1ヵ月～6ヵ月程度)を十分に確保する。(研究関連業務を除く)

③ 競争参加資格の条件を緩和(緩和の程度は業務内容による)する。

④ 調達準備の早期着手により、仕様内容の充実と競争性の向上、事務処理の効率化を図

る。

3. 調達に関するガバナンスの徹底

(1) 随意契約に関する内部統制の確立

一定額(500万円)以上の随意契約案件については、法人内に設置された外部有識者を含む契約審査委員会で審議し、会計規程における「随意契約によることができる事由」との整合性や、より競争性のある調達手続の実施の可否の観点から点検を受けることとなっている。【平成26年度における契約審査委員会での随意契約点検件数は68件】

(2) 不祥事の発生の未然防止・再発防止のための取組

- ① 研究費による物品(100万円未満の少額物品)の購入について、更なる適正化・効率化を図るため、システム導入等発注方法の見直しの検討を重ねた結果、電子入札システムの導入が最も適正かつ効率的であるとの判断から、築地地区において平成26年4月より運用を開始し、研究費の不適正な経理の再発防止に努めた。平成27年度においては、柏地区でも電子入札システムを導入することにより、手続きの透明性・公正性を最大限に確保し、研究費の適正経理に努める。
- ② 研究費の不正使用の防止及び適正な執行を行うために、研究費執行マニュアルを平成24年度に作成し、改訂を重ねながら適正な運用・管理に努めている。

4. 自己評価の実施

調達等合理化計画の自己評価については、各事業年度に係る業務の実績等に関する評価の一環として、年度終了後に実施し、自己評価結果を主務大臣に報告し、主務大臣の評価を受ける。主務大臣による評価結果を踏まえ、その後の調達等合理化計画の改定・策定等に反映させるものとする。

5. 推進体制

(1) 推進体制

本計画に定める各事項を着実に実施するため、統括事務部長を総括責任者とする調達等合理化検討会により調達等合理化に取り組むものとする。

総括責任者	統括事務部長
副総括責任者	財務経理部長、事務部長
メンバー	総務課長、財務経理課長、企画経営課長、調達企画室長、経理室長
事務局	調達第二係長

(2) 契約監視委員会の活用

監事及び外部有識者によって構成する契約監視委員会は、当計画の策定及び自己評価の際の点検を行うとともに、これに関連して、理事長が定める基準(新規の随意契約、2か年度連続の二者応札・応募案件など)に該当する個々の契約案件の事後点検を行い、その審議概要を公表する。

6. その他

調達等合理化計画及び自己評価結果等については、国立がん研究センターのホームページにて公表するものとする。

なお、計画の進捗状況を踏まえ、新たな取組の追加等があった場合には、調達等合理化計画の改定を行うものとする。